

平成30年5月14日

厚生保健委員会

高齢者福祉課

成年後見申立費用の債権放棄について

1 債権の概要

市長が、本人や親族等に代わり家庭裁判所へ成年後見の申し立てを行った場合、市は「浜松市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱」に基づき、審判請求に係る費用（成年後見申立費用）を負担する。

本人に当該費用の負担能力があると認められる場合には、市は本人に当該費用の負担を命じるよう家庭裁判所に上申し、家庭裁判所が当該費用を本人負担と審判した場合、市は本人に対し成年後見申立費用を求償している。

2 債権放棄に至る経緯

本件は、家庭裁判所の審判により成年後見申立費用（登記前であったため申立手数料のみ）について本人負担とされた後、平成27年9月11日に本人（被後見人）が死亡したため、同年11月5日付けで相続人である長女と次男に、申立て費用1,312円分の納付について協議することとし文書を送付した。

その結果、長女については平成27年10月14日付けで相続放棄していることが判明したが、次男については連絡がなく、その後、督促状の送付、訪問・電話・書面による催告を行うも全く連絡がとれず回収不能となった。

当該債権については、平成29年2月8日に徴収停止を行ったが、その後も回収の見込みが立たなかったことから、債権処理検討庁内委員会に諮った結果、債権の放棄が妥当であるとの結論を得たため、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額

放棄債権	放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例適用条項)	件	放棄額
成年後見 申立費用	相続放棄及び相続人へ連絡がとれず回収不能	第12条第1項6号に該当	1	1,312円

(2) 放棄年月日 平成30年3月31日

【 参 考 】

浜松市債権管理条例抜粋

(その他の債権の放棄)

第12条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。